

仮想通貨に関する取引を行う方々へ

～3,000万円相当額を超える仮想通貨に関する取引を行った場合には報告が必要となります～

- 外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。)では、強制通用力のある通貨等の支払手段の移転だけでなく、当事者間で債権債務の消滅や財産的価値の移転があったと同視し得る財の移転があれば、同法上の「支払」があったと捉えています。
- したがって、仮想通貨に関する取引であっても、例えば、日本と外国との間又は居住者と非居住者との間で、債権債務の消滅や財産的価値の移転を行い、その対価として仮想通貨により支払をした場合又は支払の受領をした場合であって、当該対価が3,000万円相当額を超える場合には、日本円や米国ドル等の法定通貨を用いた支払又は支払の受領と同様に、財務大臣への報告が必要となります。

報告が必要となる仮想通貨に関する取引の主な事例

- ◆ 仮想通貨を売買する取引であって、当該取引に関して支払又は支払の受領が法定通貨又は仮想通貨で行われたもの
- ◆ 仮想通貨を交換する取引
- ◆ 仮想通貨を移転する取引
- ◆ 仮想通貨に関する取引で生じた利益金、配当金又は手数料等に係る支払又は支払の受領
- ◆ 仮想通貨に関する取引を委託し、又は受託した際の預け金又は預り金に係る支払又は支払の受領
- ◆ 財貨、サービス又は金融等に関する原取引があり、当該取引に関して支払又は支払の受領が仮想通貨で行われたもの 等

報告書の様式及び提出先

- 報告書の様式
「支払又は支払の受領に関する報告書」(別紙様式第一～第四)
- 提出先(書面で提出する場合)
 - ①日本国内にある銀行等が行う為替取引によって支払又は支払の受領をした場合:当該銀行等の店舗
 - ②上記①以外の方法により支払又は支払の受領をした場合:日本銀行国際局国際収支課
- ※本報告は電子報告も可能です。報告書の様式・作成要領、電子報告の方法については、日本銀行ホームページ(<http://www.boj.or.jp/about/services/tame/t-redown2014.htm/>)をご覧ください。
- お問い合わせ先
財務省国際局調査課外国為替室 03-3581-4111 (内線2861、2868)
日本銀行国際局国際収支課 03-3279-1111 (内線3713、3721)

- (注1)「居住者」とは、日本国内に住所又は居所を有する個人及び日本国内に主たる事務所を有する法人その他の団体をいいます。なお、外国法人の日本国内にある支店等も居住者となります。一方、「非居住者」とは、居住者以外の個人及び法人その他の団体をいいます。
- (注2)「支払又は支払の受領」には、日本国内にある銀行等が行う為替取引によって行われるもの(いわゆる海外送金)のほか、債権債務の相殺、海外にある預金口座を通じて行われるもの、仮想通貨により行われるもの等が該当します。
- (注3)外為法では、経済制裁措置を実施しています。経済制裁に係る支払又は支払の受領が仮想通貨で行われる場合も、同法上の許可が必要となりますので、ご注意ください。

～ 財務省 ～

仮想通貨に関する取引に係る「支払又は支払の受領に関する報告書」を作成し、又は提出する上での留意点について

1. 「支払又は支払の受領に関する報告書」(別紙様式第一～第四)の提出の要否を判断する際の換算及び同報告書を作成する際の換算の方法

- 「支払又は支払の受領に関する報告書」(以下「支払等報告書」という。)は、支払又は支払の受領(以下「支払等」という。)の金額が3,000万円相当額を超える場合に提出が必要となります。
- 今般、財務省では以下の省令及び通達を改正し、仮想通貨に関する取引について、支払等が仮想通貨により行われた場合における支払等報告書の提出の要否を判断する際の換算及び同報告書を作成する際の換算の方法を整備しました(平成30年6月1日より施行・適用)。
 - 「外国為替の取引等の報告に関する省令」(平成10年大蔵省令第29号)
 - 「外国為替法令の解釈及び運用について」(昭和55年11月29日付蔵国第4672号)
- 具体的には、以下の方法により、当該仮想通貨を日本円に換算した金額で支払等報告書の提出の要否を判断するとともに、同報告書を作成するようお願いします。

【仮想通貨によりなされる支払等の換算の方法】

- ① 支払等が行われた日における当該支払等の対象となる仮想通貨の相場を用いる。
- ② ①に掲げる相場がない仮想通貨の場合には、当該仮想通貨と交換可能な仮想通貨であって、本邦通貨又は外国通貨と交換可能なものの当該支払等が行われた日における相場を用いる。
- ③ ①及び②に掲げる相場がない場合には、次に掲げるいずれかの相場を用いる。
 - (1) 支払等が行われた日の属する月若しくは週の前月若しくは前週の末日又は当月若しくは当週の初日の当該支払等の対象となる仮想通貨の相場
 - (2) 支払等が行われた日の属する月の前月又は前週の平均相場のように一月以内の一定期間における当該支払等の対象となる仮想通貨の相場

- なお、仮想通貨に関する取引について、支払等が日本円や米国ドル等の法定通貨により行われた場合における支払等報告書の提出の要否を判断する際の換算及び同報告書を作成する際の換算の方法については、他の取引と同様、日本銀行ホームページ掲載の支払等報告書の作成要領(<http://www.boj.or.jp/about/services/tame/t-redown2014.htm/>)にしたがって対応するようお願いします。

2. その他の留意点

○ 「仮想通貨に関する取引であって、当該取引に関して支払等が仮想通貨で行われたもの」、「仮想通貨を交換する取引」又は「仮想通貨を移転する取引」については、日本国内にある銀行等が行う為替取引を通じないで支払等が行われると考えられますので、この場合の支払等報告書は別紙様式第一又は第二を用いて作成することとなります。当該報告書を作成する際には、以下の要領にしたがって作成するようお願いいたします。

- (1) 「報告者の区分」欄は、仮想通貨交換業者は「2. その他金融機関」、一般事業法人及び個人は「5. その他」に○をしてください。
- (2) 「国際収支項目番号」欄は、支払等が仮想通貨により行われた原取引の取引内容に応じて、該当する国際収支項目番号を記入してください(例えば、外国にある不動産の取得の支払を仮想通貨で行った場合には、「874」と記入してください。)
- (3) 一方、原取引の取引内容に応じた国際収支項目番号がないものについては、国際収支項目番号は「1100」と記入してください(例えば、「仮想通貨を交換する取引」や「仮想通貨を売買する取引であって、当該取引に関して支払等が法定通貨又は仮想通貨で行われたもの」等が該当します。)
- (4) 「支払又は支払の受領の目的」欄は、例えば、「仮想通貨同士の交換」というように具体的な内容を記入してください。
- (5) 「受払の区分」欄に係る「金額」欄は、例えば、「支払又は支払の受領の目的」欄に「仮想通貨同士の交換」と記入する場合には、「支払」欄及び「支払の受領」欄のそれぞれについて、同額を記入してください。

(注1) 上記(1)~(4)は、別紙様式第三又は第四を用いて支払等報告書を作成する場合についても同様の取扱いとなります。なお、別紙様式第三には、「支払又は支払の受領の目的」欄はありませんので、「国際収支項目番号」欄に国際収支項目番号に加え、支払又は支払の受領の目的に係る具体的な取引内容を記入してください。

(注2) 「仮想通貨と法定通貨を交換する取引であって、当該取引に関する法定通貨の移動が日本国内にある銀行等が行う為替取引を通じて行われたもの」については、仮想通貨部分について別紙様式第一又は第二を用いて、法定通貨部分について別紙様式第三又は第四を用いて支払等報告書を作成する必要がありますのでご注意ください。

3. お問い合わせ先

財務省国際局調査課外国為替室 TEL 03-3581-4111 (内線 2861、2868)
日本銀行国際局国際収支課 TEL 03-3279-1111 (内線 3713、3721)

以上